

物流部会運営規約

(名称)

第1条 この会は、「物流部会」（以下、「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、物流人材サービス事業に従事するスタッフ（以下、「物流スタッフ」という。）の就業の安定、労働環境の向上、キャリア開発の推進を図り、もって社会的責任を果たし産業の発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、一般社団法人日本BPO協会（以下、「この法人」という。）の「総務統制委員会」の傘下に位置づけられ、この法人の一員としての責務を負う。

(会員)

第4条 本会の会員は、この法人の会員資格を有することを参加の条件とする。

(入会・退会)

第5条 本会への入会・退会は、この法人の「入会及び変更・退会規程」および「入会手続き規則」に基づき行う。

2 入会にあたっては、本会独自の予備審査を経たのち、この法人の資格審査委員会へ入会審査を上申するものとする。

(会費)

第6条 本会会員の会費は、この法人の会費の規程による。

(役員)

第7条 本会に以下の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 2名

2 第1項に定める役員は、本会会員の互選により選出する。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠により、選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、就任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

6 役員改選は事業年度最初の総会で行う。

(顧問)

第8条 本会は、必要に応じ若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、物流人材サービスの専門的な知識や経験を有する者のうちから、物流部会総会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、部会長の諮問に応え、部会長に対し意見を述べることができる。

(事務局)

第9条 本会の事務を処理するための事務局を置き、この法人の事務局員がその任にあたる。

(職務)

第10条 部会長は、本会を代表し、その業務を総括する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、これに事故があるとき、または欠席のときは職務を代行する。
- 3 部会長および副部会長の合議により、副部会長が担当する分科会を決定し、副部会長は、分会会の決裁権限を持つ。
- 4 事務局は、本会役員およびこの法人の事務局長の指示を受け、本会の適正かつ円滑な運営に努めるとともに、各会議体の運営を補佐する。

(運営)

第11条 本会には次の会議体を置き、会員による自主的な運営を行う。

- (1) 総会
- (2) 幹事会
- (3) 分会会

(総会)

第12条 「総会」の構成員は、本会会員登録された会員とし、年4回定例会を開催する他、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 「総会」は以下の活動を主に行う。
 - (1) 本会の運営に関する決定
 - (2) 本会会員より要望があった事項の検討・決定
 - (3) 会員拡充に関する活動方針
 - (4) 研修会、勉強会
 - (5) 次条に規定する幹事会より上申された事項の審議
 - (6) その他必要な事項

(幹事会)

第13条 「幹事会」の構成員は、部会長、副部会長および次条に規定する分科会のリーダー、サブリーダーで、各社2名以内とする。ただし、部会長は必要に応じて会員の中から出席を求めることができる。

- 2 「幹事会」の開催は月1回（総会開催月を除く第2木曜日）を原則とし、必要に応じて部会長がこれを招集する。
- 3 「幹事会」は以下の活動を主に行う。
 - (1) 本会の事業内容・実施方法等を議論し、総会に上申する。
 - (2) 各分科会からの提案事項を議論し、総会に上申する。
 - (3) 総会の求めに応じて議論した事項を、総会に上申する。
 - (4) セミナー・勉強会の企画・検討
 - (5) 新規入会希望会社の入会資格予備審査を行う。
 - (6) その必要な事項。
- 4 分会会リーダー並びにサブリーダーの任期は原則1年とする。欠員が出た場合は、その役割を担当会社が社内で引継ぎ、任期を全うする。
- 5 幹事会は公開とし、他の本会会員の出席は自由とする。

(分科会)

第14条 「分科会」は、本会会員共通の課題を、総会の決定を受け具体的に検討、実行するために設置する。

- 2 以下の分科会を設置し、分科会には本会会員全社が参加するものとする。
 - (1) 物流人財育成分科会
物流スタッフのスキルアップ、キャリアアップ、キャリアカウンセリング等に関する具体的な検討を行い、本会会員にその内容を情報提供する。
 - (2) コンプライアンス分科会
労働者派遣法をはじめとする労働関係法を順守し社会的責任を果たす為の各種課題を共有し、その対応策を検討・整理して本会会員に情報提供する。
- 3 分会会はその時々状況に応じ、多様な課題の中から緊急度の高いテーマから優先して機動的に活動を進めるために、毎年度ごとにその設置数、分科会名称、取り組みテーマ等について、部会での審議を経て、柔軟に編成を変更できるものとする。
- 4 分科会には、リーダー、サブリーダーを互選にて選出し、リーダーは運営の取りまとめを、サブリーダーは事務局業務を担当する。
- 5 リーダー、サブリーダーの任期は原則1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 6 分科会の開催は随時とし、各分科会にて決定する。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(改廃)

第16条 この規約の改廃は、本会を所管する副理事長は「総会」の審議を経て行う。

附則

- 1 本規約は、平成28年4月14日から施行する。
- 2 改訂 平成28年6月8日（規程番号変更）
- 3 改訂 平成31年4月12日
- 4 改訂 令和2年7月9日
- 5 改訂 令和3年7月1日

この規約の変更は、令和3年年7月1日から施行する。